

第2回北沢地区不法投棄物適正処理検討委員会会議録

日時・会場

平成15年8月21日（木）午後1時30分～午後5時30分・馬頭町役場 議場

出席者

大金伊一委員
石沢明生委員
野口勝明委員
海老原忠夫委員
笹沼英夫委員
益子尚武委員
井面明彦委員
藤田眞一委員
岡 君代委員
大金あけみ委員
大金洋一委員
小高忠夫委員
大森 茂委員
石田和也委員
杉浦孝夫委員
星 憲之委員
高野芳夫委員
小川 通委員

欠席者

岩淵和則委員
藤田博雄委員

概要

1 開会

2 委員長あいさつ

皆さんこんにちは、今年の夏は冷夏ということで、農作物への悪影響が心配される所です。早く正常な天候になることを願うものであります。

皆様方には、お忙しい中第2回目の検討委員会にご出席を下さり大変ありがとうございます。また今日は、北沢の現場を視察された方々大変ごくろうさまでした。

今日の協議事項については、不法投棄の詳細調査結果と、代執行について県の担当者から説明を受けまして、その後、今後の進め方について継続審議事項となっておりますものを協議いたしまして、その後、今後のスケジュール等を皆さんと審議してまいりたいと思います。どうぞご協力のほどをよろしくお願い申し上げますが簡単ですがごあいさついたします。

事務局より栃木県環境整備課 増渕主幹 増山課長補佐 武藤主査を紹介。

3 協議事項

(1) 北沢地区不法投棄物詳細調査結果について

○ 詳細調査状況記録ビデオを視聴

○ 説明（県環境整備課）

資料No.5「詳細調査報告書概要版、平成12年12月」に基づいてお話しします。結果がまとめて書いてありますので、前段でどういう目的で、どういう調査を実施したかをお話した後、中身について説明いたします。

今、ビデオでご覧いただきました北沢の不法投棄現場における廃棄物の種類ごとの量、汚染土壌の量、汚染の程度を詳細に把握することにより、緊急的な対応と、廃棄物をどこかに持っていく時のために行う廃棄物等の前処理の必要性及びその方法を判断するために、平成12年8月末から12月にかけて詳細調査を実施しました。

第1期を平成12年8月28日から9月9日まで、第2期は10月10日から10月28日まで、調査、サンプリングを2期に分けて実施しました。

調査内容は、資料の5ページの平面図に表してあります。左下に凡例がありますが、黒丸がボーリング、白丸が掘削、黒四角が土壌、バツが底質、溜まり水の調査です。ここに書いてあるような調査を実施し、15箇所を掘削して8箇所でごみの分析をしています。

また、廃棄物の埋立も、上層と下層ではごみ質が違うので、上層下層それぞれで、段階的にごみの分析を行いました。その他、下流側の農地、水田3箇所ですら土壌の分析を行いました。

分析項目については、参考として土壌の環境基準項目が25項目とダイオキシン類を加えて分析した結果です。その他、表層土の地表から15センチのところについては、カドミニウム、鉛、砒素、総水銀などの重金属が、どの程度含まれているのか、通常行われている溶質試験の他に、含有試験を併せて行った結果が載っています。他には、周辺への浸出水の汚染状況や地下水の調査結果が載っており、その結果により

前処理の検討、緊急対策の必要性の検討を行ってまとめたものの概要版が、お手元の資料であります。

町から事前に送られた資料の中に、平成10年の12月に一度北沢で分析調査をした結果がありますが、それが平成2年以来初めて、どういうものが捨てられたか、どの程度の濃度のものがあるかを、当時県と環境保全公社が一体で実施したものです。

その時の調査は、廃棄物の量、種類等の概要をつかんだもので、今回の調査は、より詳細に内容を調査し、運び出す量、前処理をどうするかを検討するために、町の要請を受けて再度調査をしたものでありますので、平成10年と平成12年の二つの調査結果が手元に行っていると思いますが、今回は平成12年の詳細調査の結果を中心に説明いたします。

それでは内容を説明いたします。1ページをお開きください。

一番目に廃棄物量の推定ですが、具体的には7ページに不法投棄物詳細図があります。断面図と平面図がありますが、平面図で斜線が引いてあるのが汚染土壌、白いところが投棄物のあるところです。この平面、断面を踏まえて把握したのが、1ページの廃棄物量の推定であります。その結果、投棄物の量は約31,000 m^3 と推定し、掘削後の容積増加率を考慮すると、捨てられたものが填圧されているので、他で掘り起こした事例とごみ質の状況を踏まえて、どの程度膨れ上がるか計算した結果、撤去するときには約45,000 m^3 になると推定されます。7ページの斜線のたまり水と下流側河川底質部分の撤去概算量は、約5,700 m^3 なので、これらを含めた撤去の総量は約51,000 m^3 と推定しております。

2番目が有害物質による汚染の状況で、投棄地内と投棄地周辺に分けてあります。投棄地内の1番目はダイオキシン類ですが、平成10年の調査の時には、まだ法律ができていなかったもので、平成12年に初めてダイオキシン類の調査を行っております。投棄物では、最大1,300ピコグラム-TEQ/gですが、No.2のところなので、県道から近い方、5ページの図面では右の方に出ています。土壌のダイオキシンの環境基準は1,000なので、基準を超えています。

掘削した時の浸出水からは、最大87ピコグラムを検出しておりますが、浸出水の具体的な基準は無く、河川水が1です。通常その10倍を基準として考えておりますが、それと比較しても相当高い数字であります。

(投棄地内の観測) 井戸からは、24ピコグラムの数字が出ております。

鉛については、平成10年の調査でも基準値を超えたという結果がありましたが、入り口付近のNo.1で最大0.033ミリグラムです。6ページの左上に環境基準の表があります。鉛が一番上にありますが、1リットル中、何ミリグラムまでならいいかが書いてあり、鉛は0.01です。鉛が0.033出ているということは、単純に3.3倍基準をオーバーしているということです。

1 ページにもどって、③の揮発性有機化合物は、括弧書きにあるジクロロエタンやトリクロロ、テトラ、ベンゼンなどが基準を超えて出ておりました。

④のその他の有害物質で、環境基準を超えたものは無かったとありますが、4 ページの表の一番下、分析結果の中にほう素があります。値が0.01未満から1.1ですが、環境基準が1なので、若干ではありますが環境基準を超えています。(1 ページの) この記載は間違っておりますのでご訂正ください。

次に投棄地の周辺では、ダイオキシン類とその他の物質に分けておりますが、ダイオキシン類は周辺のたまり水の底の泥から520ピコグラム出ております。この当時、底質というものにはダイオキシン類特別措置法では基準が無かったので、報告書では超える超えないの整理はしていませんが、現在は150という数字が出ているので、環境基準を超える値が出ていると言えます。

その他の物質では、環境基準を超えるものはありませんでした。

次に1 ページの3、今後懸念される重金属(鉛)汚染についてですが、発覚は平成2年なので、12年経っているが、周辺に汚染が見られないのはなぜかという疑問が生まれるのも当然だと思いますが、その内容を説明いたします。

重金属類については、含有試験を併せて行っており、投棄物は鉛を高濃度(540ミリグラム/kg)含有しております。投棄現場の内部は、酸化の進みにくい還元状態であるため、現在は鉛が水に溶けない状態で存在していると想定されております。

なぜ、還元状態になっているのかについてですが、8 ページのごみ質分析結果で、上層下層にどういふごみがあったか、8箇所分析していますが、中段から上に紙、布、木、中段から下に木、木屑等の腐りやすいものが数パーセント含まれており、そういうものは俗に言う腐るもので、水と触れると腐るので酸素を奪い、内部は酸素の足らない還元状態になっているというのが専門家の見解です。十数年経っていますが、投棄地内部には腐りやすいものがまだ残っていて、そういう物が酸素を奪っているので、モニタリングの常時監視データでも分かるように還元状態になっています。そのため重金属は酸化しにくい状況にあります。逆に腐りやすいものが少なくなり酸素を奪わなくなって、還元状態から酸化状態に移ってきた場合は、鉛が水に溶け出し汚染が拡大することが懸念される」という専門家の分析結果を踏まえてまとめています。

しかし、現実にそれが何時なのかは、今の段階では推計はできません。ただ、そういう状況になっているとの判断をいたしました。

4番目に汚染対策の必要性ですが、10年12月の調査でも鉛や揮発性有機化合物などの汚染が確認されており、今回の調査でも複合的な汚染状況が改めて明らかになりました。周辺環境への汚染拡大防止を考えると、投棄物と汚染土壌を全量撤去する恒久対策の実施が必要だと県は判断しました。

2 ページは恒久対策と応急対策に分かれております。基本的には、複合汚染なので、最終的には全量撤去という恒久対策が必要だという結論を得ております。フロー図を

ご覧ください。フローには恒久対策と書かれていて、左に土壌・底質、右に廃棄物となっています。汚染物質には捨てられた廃棄物そのものと廃棄物で汚れた土壌・底質の二つに分かれますが、それぞれの処理についてフローを示したものであります。

左側の土壌・底質については、濃度、状況により現地で原位置浄化をしてきれいにするという方法もありますが、濃度等により無理だという場合は、土壌・底質についても掘削して運び出して除去する方法しかありません。具体的には、県には残土条例がありますが、廃棄物と混ざった土壌の処理等は、濃度が高ければフローの一番右の遮断型の最終処分場、それなりの基準値の範囲であれば、管理型の最終処分場で処理をすることになります。

一方、廃棄物については、今のところ管理型の処分場で処理できる濃度の物しか見つかっていませんが、それがもう少し濃度が高いということになると、管理型処分場で管理できないものも場合によってはあるかもしれません。ただ、濃度がその範囲であっても、処分場で処理する場合、受け入れ先の処分場には埋め立て基準がありますので、それに合わせるために前処理をしなければならないということになります。それには破砕、洗浄等いろいろな方法がありますが、埋立に係る判定基準内に収まれば管理型の処分場で処分する、濃度が高いものは遮断型に持っていくというのが全体のフローであります。

次に応急対策ですが、撤去までの間、何もしなくてもよいのかという話が当然出てくるとお思いますので、それについては応急的な遮水等の必要が判断されるということで、対策としては大きな方法として三つ挙げてあります。資料の10ページの応急対策施工図例をご覧くださいながらお聞きいただきたいと思います。

まず1つ目は表流水対策ということで、具体的には投棄地（汚染土壌）の周りをU字溝等で切り回して、通常降った雨が投棄物や汚染土壌と触れて水が汚れないように切り回しをしましょうというのが第1策です。

次に、投棄地に降った雨はどうするのかとなると、ここには雨水浸透防止対策ということで、遮水効果のあるシートを被せるというのが第2策です。

それでも水に浸っている部分もあるので、汚染が拡大する兆候があるという場合は、下流部に地下水（浸出水）を浄化する施設を設けるとというのが第3番目であります。

では、実際にこの方法をどういう風に、いつ行うのかという話になりますが、応急対策の中段のお書きで、応急対策の実施については、平成13年の5月末から実施しているモニタリング結果の状況や、必要な耐用年数等を踏まえてとあります。耐用年数というのは、実際に恒久対策がいつできるか、何年先になるのか分かりませんが、その年数を踏まえて応急対策を考えるとということで、それにより、工法の選択や工事時期を考えて決定していく必要があると述べています。

その下の複合的な汚染状況や還元状態である内部環境については、先程説明しましたので省略いたします。

3 ページの 5 番の埋立処分のための前処理方法についてですが、大きく廃棄物と浸出水に分けられます。

浸出水は場外で専門の業者が持ち出し処理する。場内で処理するためには、油水分離、沈澱処理、脱水してきれいにして、本当に問題がなければ放流するし、ある範囲であれば処分場に持っていく。

廃棄物については、全量破砕して水分を飛ばして乾燥する。物によっては解体し、分別、破砕する。場合によっては減容化する。物によっては分別し、再利用できるものは再利用する。それ以外の物は処分場の埋め立て基準に合わせ、15センチ以下に破砕する等の前処理をして処分場に埋めるといようなこととなります。

最後にモニタリングの調査計画ですが、季節変動調査、経年変動調査、常時監視、異常時調査の4つの項目に分けて、現在モニタリングしております。

経年変動調査は、平成2年に不法投棄が発覚して以来、年1回実施している調査です。季節変動調査については、詳細調査の結果、どういう有害物質が含まれているか把握できたので、それを踏まえて分析項目をピックアップして、増水期、濁水期等の季節変動毎に年4回調査しています。なお、ダイオキシンについては年2回調査しています。

その調査の結果、従来の値に比べて濃度が高くなっているとか、なりつつあるなどの異常値の場合には、異常時調査を行い、その結果を専門家の検証を受けて、最終的に緊急的、応急的措置をするか、どこまでの措置をすべきかの判断を県としてすることになっています。

この6番目のモニタリング調査計画は、応急対策実施までのモニタリングとして、今説明したようなベースに考えています。実際の応急対策を実施するとすると、今何もしない状態でもそれなりの中身の濃度があるので、何かの形でいじるとすると、先程説明したように還元状態から酸素が中に入り酸化状態になります。ということは、かき回すと逆に汚染が進んだり、拡大する恐れが出てくることになるので、そういうことが無いように対策をすることになります。それと同時に監視としても応急対策下にある監視は、国の基準を踏まえて実施するというのが(2)であります。

さらに、恒久対策として掘削して運んで前処理する期間については、中をいじるので酸化なり汚染の拡大が今の状況よりも進む可能性があるため、作業は遮水遮蔽措置をして行いますが、その監視を行うためモニタリングについても3種類の体制で考えています。

概要版に沿った平成12年の詳細調査の結果については以上です。

委員長

ただいま詳細調査について説明がございましたが、何か質問はありますか。

委員

1 ページ目の廃棄物量の推定の部分ですが、廃棄物の処分場の受入は基本的に重量でやっている筈なので、以前も言ったことがあります、容積増加率1.47を掛けて量を増やすということに、いったいどんな意味があるのか説明をお願いします。

県環境整備課

今の質問の趣旨は、重さなのか体積なのかということによろしいでしょうか。これは体積で表すと、この数字になるということで、既存の処分場で受け入れるときには重さで行っている、重さで表すべきであるという話であれば、ごみ分析で比重が分かっているので重さで表すことは可能ですが、この数字の出し方は、従来どの程度の処分場が不法投棄物を片付けるのに最低限必要かとの数字を体積で出していたために体積で数字を出したというだけなので、ごみ質の比重で換算して重さを出すことは可能だと考えています。

委員

移動させるときに増えるが下ろせば縮む。10トンダンプでは13立方メートルまでは積めるので、ここでの数値は31,000立方メートルだけで充分だと思います。

県環境整備課

この数値を出した経緯は、県では家中小学校の近くに投棄をされて代執行をした時に計算間違いをし、量で搬出を考えてトラックが足らなくなったという事がありました。10トントラックに13立方メートル積めるということですが、廃プラとか紙くずとか物によってはもっと積めるかもしれない。実際にとれだけ積むか積まないかということではなく、北沢のごみを撤去するときには、これだけのガサになるという数字を示したとご理解いただきたいと思います。

委員

この場で受けた説明ではありませんが、代執行に掛かる費用に関して、以前12億5千万円という話を聞いたことがあります。これは50,000トンに最終処分場に直接持っていく場合の単価の25,000円を掛けて出した計算だと思います。31,000トンプラス染み出し部分を計算すればいい筈なのに、12億5千万円という数字を出した基は50,000立方でやっていた筈だと思います。数字的なごまかしに使われた事実があるので、増やす必要はないと思います。

県環境整備課

増やす、増やさないというのは、キログラムと立方メートルの話なので、どちらの対応法がより町民、県民の方から見た実態が把握出来やすいかということです。

委員

そういう風を書いてくださいと言っているのではなく、容積増加率を掛ける必要性が無いのではないかと言っているのです。

県環境整備課

投棄された量という形であれば、星さんの仰るとおりだと思います。ここに書いて

あるのは、投棄された量がいくらで、撤去する時にどのぐらいの量になるかということで撤去量で記載しているの、それが投棄量ということで書くとすれば、それなりの計算で数字がでてきますが、意図的に増やすということはまったく考えていません。実態でどれだけ運び出さなくてはいけないか、という視点で数値を出したということです。

委員

運ぶ時に、もっとあったのが31,000なら、それを運びましたでいいのではないですか。わざわざ車に載っている時の増えている部分を、この量だという必要性があるのですか。

県環境整備課

それは、必要性があるのでこういうふうにしたとしか今の段階では申し上げられません。

委員

投棄物の内容について、分析結果状況というのがこの資料に載っていますが、平成12年の8月の調査で、鉛のところ掘削場所のナンバー1からは0.033ミリグラムと先程言われましたが、この値については、資料4の28ページに0.033が妥当なのかどうかと説明されていますが、ナンバー7のボーリングが0.023ミリグラムパーリッター、既存観測井戸からは0.018ミリグラム。全体では0.012が1リッター中検出されている。ほとんど変化は見られていない。他の地域でわずかながら鉛が検出されている。水道水における鉛の基準値を、ここに当てはめていいのかどうか分かりませんが、平成15年の3月までは0.05ミリグラムパーリッターだったと思います。今年の4月1日からは、厳しくなりまして0.01ミリグラムパーリッターに変更になっています。しかし、評価されている平成10年においては0.01で評価していますが、水道水の基準として当てはめてみると0.05ミリグラムパーリッターになりますので、基準値内に入っていると判断してもいいのではないかと考えます。水道水の鉛基準と浸出水の鉛の基準値に食い違いがあるのではないのでしょうか。

県環境整備課

水道水の基準はおっしゃるように0.05ですと来ていました。鉛以外は、水道水の基準と地下水の基準はほぼ同じですが、水道管の影響によって水道水の鉛の値は高くなり、それを抑えきれないので地下水より基準が甘くなってしまいます。基準というのは水道水の基準なり、工場の排水基準なり、いろいろありますが、環境基準というのは環境基本法で望ましい基準、行政のひとつの目標という数値として出しています。水をこれだけ流していいというもの、環境基準という捉え方が同じ基準という言葉を使いますが、位置づけが違うと思います。行政としてみた場合に、何が目的で、どの基準を使うかということだと思います。廃棄物を土壌の基準でやっているの

かという議論も当時ありました。ただ、具体的に比べるものが無いと、分析して数値がこうだと言っても、なかなか理解をいただけないので土壌基準と比較すると、こうだという形で比較をしています。水道水基準と比較して0.05で大丈夫かどうかとの議論はありますが、その範囲で大丈夫だという基準です。ただ、望ましい基準と実際に運用していいという基準に数値の差が出てきています。それをどこでどう捉えるか、行政としては法律で望ましい基準が決まっていれば、それに向けて努力していくということで、基準と比較して超えているということだから、位置付けによって比較する基準が出てくると考えます。

委員

基準の置き方によって評価が変わってきている。例えば0.01であれば0.033は濃度がかなり濃いではないかという評価をします。一般の人は、これは大変な量だと判断してしまう。水道の鉛管がかなりの量そのままになっていて、水道水に鉛が溶け込んできていると社会問題になっています。水道水は直接飲むものだから、より厳密な基準を捉えるべきだと思います。しかし、ここでの0.01という数値は理解しにくいと思います。

県環境整備課

北沢の下流で何軒か井戸水を飲料されている方がいますが。その井戸水については、地下水の基準を比較することになっています。それが0.01です。一般的に今の質問に対しては、そういうものを配慮して0.01という基準で比較して、0.33はそれなりに超えているということで記載しました。

委員

この調査に対する信頼度をお聞きしたい。調査で全部掘って全部見たわけではなく、ポジション、ポジションを調べただけで、この調査の信頼度はどれくらいあるのでしょうか。投棄現場にドラム缶があると聞いていますが、この先ドラム缶が酸化してこぼれ出した時に、何が出てくるか分からないというのを責任ある立場の人から聞いています。この調査にはドラム缶のことは書かれていませんが、今後出てくる可能性があるかと解釈するのか、これだけの調査をしたのだから相当数の信頼度があるかと考えるべきなでしょうか。

県環境整備課

私もドラム缶を自分の目で見たという方から話を聞いたことがあります。しかし、あれだけの面積のところを15箇所しかボーリングしていないので、推定される、あるいは推測されるという言葉でしか言えません。最終的に恒久対策を実施する時には測量して準備をして一つひとつ見ながら行っていくのですが、例えばボーリングの数を倍にして30箇所にしても、精度は上がりますが、推定される、あるいは推測されるという言葉を取ることはできないと思います。全部調べてみないと確定にはならない。今回の調査は詳細と言っていますが、前回のものに比べては詳細ですが、全体で

7, 000 m²の中で15箇所しか掘っていないので、その中でどの程度の精度かというのと、とりあえず全体的なポイントを捉まえて平面図と断面図により、この厚さで、この範囲に埋まっているので、これくらいの量だろうと推定しています。あとは掘削の穴の中での上層中層下層で推計しているので、ドラム缶は掘った所ではない所に埋まっている可能性はあります。とりあえず15箇所掘った中での数値は、こういうことが推定されますと、この段階ではご理解いただくかしかありません。

委員

統計学では、どんな調査でも基礎的な調査をする場合は確率があつて、こういう調査をする時は、こういうポジションをこういう調査をすれば、どれくらいの確率で全体を想像できるという数字は無いのですか。

県環境整備課

投棄地の場合は、場所とか物とか量とかが、ケースバイケースで違うので、国ではこういう物を把握する時は、このくらいの間隔で、このくらいのメッシュに切つてという基準は、具体的にはございません。私たち職員も、技術的なものになるとすべてが専門ではありませんので、大学の先生を含めた委員の懇談会において、調査をするにあたっての方法、項目等について、各委員の意見をいただき、今の段階での調査であれば、そのレベルでやむを得ないという判断をいただいたうえで、県としても限られた予算の中で、最低限どこまで行えば概要が把握できるか検討した調査内容です。

委員

先ほど現地を見てきましたが、13年前に捨てられて覆土もされて、割合に表土もしっかりしているように見えました。植生を見てきましたが、植物によっては同じ植物でも順調に生育しているところと、枯死寸前になっているところが見受けられました。それは、土壤にいろいろな物質が入っているためだと感じました。中にはいろいろな物質が入っており、現在は漏れ出してはいませんが、近い将来には必ず漏れ出すと思うので、全量を撤去することが、将来のために必要だと痛感しました。

委員

先程の鉛が水に溶けるという話ですが、フランスでは600年も前から、パイプは全部鉛でできている。鉛が水に溶けるのならば、とうに無くなってしまっている。私は、投棄地で流れ出している鉛は、溶け出しているのではなく、鉛を作る時の物質が捨てられているので、それらが融けて流れ出していると予測する。それらは粘着力が無いので流出するのは分かる。その量がどれだけあるかは分かりませんが、鉛が水に溶けるといふ話は、これからの問題として残る。昭和27年に水道管のポリパイプができましたが、それまでは水道管は全部鉛だったので、その話が本当なら、とうに皆死んでしまっている。鉛水を飲んでいて90、100歳まで生きている筈がない。鉛が水に溶けないという証拠になると思う。

国の基準でモニタリングするという事ですが、その都度その場所によって排出量の

基準が違うというならば、国の基準はどこにあるのか。工場から排出される鉛の基準、北沢から流れ出す鉛の基準、上水道の鉛の基準がばらばらでは本当の基準はどこにあるのか。国の基準でモニタリングをするのならば、基準をきちんと公表し、その基準によって上下をきちんと決めておかないと、基準がどこにあるのか分からない。

対象物に鉛が0.05あったとします。北沢が0.01だとすると、基準としてはどちらが重要視されるのか。これは文章になっているので、何百万人もの人に通用してしまう。口で言うのなら聞き流してしまうが、きちんとした基準を決めて、基準に沿った方法で説明をいただきたい。

県環境整備課

いくつか逆にアドバイスを頂きましたが、ケースバイケースで、3ページのモニタリングの(2)は、あくまでも生活環境調査の指針です。法律が変わり、そういう施設を造るときには、自主的に調査を行い、その結果を添付して許可申請をしなさいという一つの指針がありますので、それを参考に行うということです。

言葉が足りませんでした。この調査については、こういうことを行わなければならないという基準と、具体的な基準が無く何かを参考にする場合には、一番適合しているものと比較して行うという趣旨のものです。この調査について、これをやらなければならないというところまで具体的にはなっていませんので、そういうものは一つの指針をベースに出来るだけきめ細かく監視していくことに充分配慮していくことをご理解をいただきたいと思います。

委員

昨日学識者から、この検討会の内容や産業廃棄物も含めて様々な質問を受けました。このデータにあるように0.1とか0.01という基準があるが、鉛は水に溶けないと説明をした。こういう資料がきちんとあれば、それに応じた方法で一般町民に質問を受ければ、そのとおりに答えなくてはならない。そういうこともこれからの問題として理解いただきたい。

委員

土壌にあるダイオキシンは、1,000ピコグラム-TEQパーリッターを一箇所超えています。調査指標は250ピコグラムということになっているので、全体として問題になっているのは3箇所しかないのでダイオキシンについては、それほど考えなくてもいいと思います。

掘削土壌における浸出水については、1ということであれば、超えていることは確かだと思えます。しかし、標準ということで考えた場合、環境庁は1999年の11月に排水中のダイオキシン類の量を1リットル当たり10ピコグラム以下にしていると述べていますし、ごみ焼却場の排水は1リッターあたり50ピコグラム以下と発表しています。そういうことを考えると、浸出水についてもさほど問題視する量ではないと思う。

今後、地下水の流れがどう変わるかわかりませんが、今現在としては、現場周辺の水質分析では、ダイオキシンについてもほとんど出ていないというデータです。撤去しなければならないというのは、何を根拠に言っているのか私には理解できない。一番の問題は、中に捨てられている物よりも、健康に影響の出る物質が周辺に出ることの方が大切だと思います。現在還元状態のものを掘り起こして酸化状態にする必要性は、まったく無いと思いますが、県はどのような考えかお聞かせください。

県環境整備課

ダイオキシンについては、私も武藤も化学という職種で県庁に入りましたが、私らが学生の頃は単位がピーピーエムからナノグラムぐらいで、ピコグラムというのは聞いたことがありませんでした。ダイオキシンも名前は聞いたことがあるという程度のもので、ここ4、5年の話です。急に世界の8割から9割は日本を出しているという話から廃棄物処理法も改正されたり、ダイオキシン特別措置法まで出来ました。

ただ、実際のところ、ダイオキシンは最強の猛毒だと言われた時もありましたが、今のところ、どこまでどうだということが全部掴みきれていないと言われています。一部では環境ホルモンという位置づけのダイオキシンもありまして、環境ホルモンは、それ自体に毒性があるのではなくても、人に影響を与えるものです。

環境ホルモンまで問題を広げると、まだまだ分からないことが多いという中で、とりあえず国がダイオキシン特別措置法を作った時に、1日に人間がどれくらいまで取っても大丈夫かという数値を出しました。その中で大気で吸うもの、水から来るもの、土壌から摂取するものを踏まえて、ダイオキシンの一日の摂取量をTDIという形で、1日4ピコまでなら大丈夫ということから、大気は0.6に、水は1に、土壌は1,000となりました。

そういった中で1,300をどう捉えるかということですが、たかが1.3倍ではないかと取るか、逆に980という数値であっても、1,000に近い。国が行政の目標値として守れという数値に近いのだから行政は対応しろと県民に言われる場合もあります。1,300の捉え方は、立場によって同じ数値であっても捉え方がいろいろありますが、数値が基準を超えて出ている以上、県の立場では、大したことは無いとは言えない。ダイオキシンを軽くみるつもりはありませんが、立場によって捉え方が違うと思います。行政としては、ここに書いてあるような捉え方で対応して、周辺環境への汚染、ひいては人の健康の管理についても充分対応していきたいというベースのもとで整理をしているのでご理解をいただきたいと思います。

委員

その点で、文章では直ちに撤去する必要があると書いてあります。相当、環境に影響が出るのではないかと心配していると思います。そういう状況なら、応急対策を先にやるべきではないかと矛盾を感じました。恒久対策が決まってから応急対策を考えるとというのは逆の発遣だと思います。環境に影響が出るから応急対策をして、覆土し

ながら遮断して、応急処置をしてから恒久的処置をするのではないのでしょうか。

今のままで還元状態が十何年続いたのだから、あのまま放って置いてもいいのではないかと思いますが。

県環境整備課

次の議題との絡みもありますので、そちらでまた話をさせていただきたいと思いますが、そのままでもいいとは一切考えていません。

委員

全量撤去をするという話は、平成10年の調査で鉛が4箇所ちょっと出た時の事で、今回の汚染レベルとしては、ダイオキシンにしても3,000ピコグラム以下のところは封じ込めしているところもあります。鉛にしても封じ込めレベルでほとんどが対応できると思います。撤去するにしても、部分的に取り除けばいいというレベルの汚染状態でしかないのに、県はずっと全量撤去を言い続けています。これは、白寄元町長と渡辺元知事が、平成3年には不法投棄物を片付けるために処分場を造るという約束をしたということ、前町長自身が言っていました。そうすると町と県の仕事は不法投棄物を撤去するために処分場を建設するという流れになると思います。その時に不法投棄物を片付けるというのは全量撤去のことです。全量撤去というのは汚染調査をするまでもなく、行政側では前提になっていることだと思います。

県環境整備課

今は詳細調査の話なので、処分場を造る、造らないという話は脇に置いておいて、本当にあのままでいいのか、どうするべきかという議論をする委員会だということで説明しています。その話まで絡めてするべきではないのかと思います。

委員

全量撤去が前提の状態で行って、事業主になる予定の県が報告書を作ることは、第三者が入っていない調査です。第三者が入っている状態の調査が必要だと思います。判断も第三者が行うことが必要だと思います。

県環境整備課

第三者を入れないとだめだという考え方は分かりましたが、県は行政として責任を持って行っています。

委員

平成10年の全量撤去という判断は正当だと思われませんか。

県環境整備課

平成10年の調査の時の中身をよく見てもらえば分かると思いますが、濃度を超えていたときに、混じっている可能性があれば責任を持って対応するという考え方で不自然ではないと思います。

委員

基準値を超えていないものを全量撤去することは、地方財政法等でいう少ない金額

で最大の効果を上げなければならないということに引っかかると思います。

県環境整備課

まったく引っかからないと思います。先ほど言った家中の事例は、安定5品目の物は、水に濡れても有害物質が出てきたり腐ったりしませんが、そこに廃棄物があってはいけない場所に廃棄物があって、なおかつ、学校の生徒に被害が出るおそれがあるので撤去したという事例です。

委員

教育的見地からの措置という話がありました。一般にどうなのか。金銭的に10倍も掛かる状態のことをやっておかしくないのかということを考える必要があると思います。

委員長

いろいろ質問は結構ですが、次に代執行に対する県の見解について伺う予定なので、今の話は、その内容だと思いますので進めたいと思います。

委員

汚染調査を信頼できないと言っているのに、これを基にした県の考えに行ってもらっては困ります。なぜ全量撤去なのかを明確にしていきたい。

県環境整備課

第三者が入っていないから、調査が信頼できないのということですか。

委員

全量撤去とこの調査の数字が信頼できません。

委員

星委員の言われていることはよく分かりません。全量撤去の話と不法投棄物詳細調査の信頼性をごちゃ混ぜにしているのは話が違うと思います。調査結果は調査結果として結果が出ているのですから、これは今の段階としては信用して、これを基にして皆で話し合っているのが良いと思います。そこから全量撤去の話が出てくるのはおかしいと思います。今後検討委員会でどうするかを話せば良いことであると思います。

委員長

全量撤去の話は、後で議論します。

委員

判断についても報告書の中に書かれています。それが正当かどうか理解できないのですからきちんとしてもらいたいと思います。一応議論を終了しますが、その点は納得しません。

委員長

ここで10分間休憩します。3時10分に再開します。

(2) 行政代執行に対する県の見解について

委員長

再開します。協議事項第2番目の行政代執行に対する県の見解についてお願いします。

県環境整備課

議題2の行政代執行に対する県の見解ですが、お手元の資料ナンバー12に、廃掃法と行政代執行を含めたフローと、6月に成立、公布、施行された特別措置法の概要を提出しております。

まず、行政代執行の制度の概要から順次説明します。廃棄物処理法第19条の8に行政代執行の規定が載っています。不法投棄物の撤去及び原状回復の義務は、本来不法投棄者にあります。不法投棄者が行わない時、又は行いたくても資産等がない場合は、それに代わって行政（県）が行政代執行により、支障の除去のための措置を講じることが出来ることになっています。措置を講じた費用は、不法投棄者（原因者）に求償（求める）する、いわゆる捨て得は許さないという形の制度になっています。すなわち行政代執行制度は不法投棄者に代わって代執行をするが、基本的には公的な費用負担が生じないことを前提とした制度であることをご理解いただきたい。

次に、撤去費用の回収見込みと、行政代執行の実効の可能性についてですが、行政代執行の前提は、同法第19条の5の規定による措置命令を発するということになります。不法投棄が発覚した平成2年当時の法律では、措置命令の要件で、重大な影響又は恐れのあるものという規定でありました。周辺環境へのおそれを踏まえて措置命令の要件を満たさないと県では判断し、現在まで措置命令は発せられていません。その後、法改正があり、重大なが取れたので、重大ではなくても措置命令を発せられることになりました。

ただし、現行法に基づき、現時点で措置命令を発しても、不法投棄者（北沢の場合は2名）に撤去費用を負担する資力がなく、費用の回収が出来る見込みがない場合、結果として、自治体（県）は多額の公的負担（県民の税金）を費やすこととなります。

次に、県の行政代執行の実施に関する基本的考え方ですが、不法投棄物の有害性はもとより、周辺の生活環境の状況（民家が近くにある、利水の状況等）、汚染拡大のおそれ等の緊急性が有るか、安全確実な処理先の確保ができるか、撤去に要する費用を県が求償出来るか等を総合的に踏まえて、最終的に代執行するかを判断していきますというのが現在の県の行政代執行に対する考え方です。

栃木県は、今までに都賀町家中の不法投棄に対して行政代執行を行った事例がありません。

次に、県の現在の財政負担能力についてですが、各地方自治体は非常に厳しい状況にあります。撤去に要した費用を不法投棄者から回収できない場合には、結果的に県がその費用を負担することになります。（皆さんの税金を使うことになる）

県内に多数存在する不法投棄物の撤去費用は、国の補助が得られることを前提としても、県財政の負担能力を超える厳しい状況にあると考えております。

では、北沢の不法投棄はどういう位置づけになるかという、投棄された物にはそれなりの濃度のものが含まれている。ただし、平成2年以来の経年、季節変動、常時監視のモニタリング調査を踏まえると、現時点では、周辺地域への汚染拡大など差し迫った

状況には無いと考えております。

そんな中で、将来の周辺地域への汚染拡大が懸念されることから、撤去の必要性は認められるものの、県内には多数の不法投棄物が残されており、住宅近くの不法投棄事例など他の事例と比べて、北沢は、県内の事案でも位置づけ的には上位なのは間違いないが、他の事案と際立って緊急性や優先性を有するものとはいえ、現段階で公的負担を費やすことについて県民の理解が得にくい状況にあるというのが県の現在の考え方です。

また、全国で行政代執行を実施した事例を平成13年に調査しましたが、福島県の事例で、一部数十億掛かって代執行をした事例がありましたが、それなりの緊急性（人の健康に係わる）、特殊性があったという例外を除き、大半が数千万円から1～2億円の撤去費用の場合になされています。

全国で代執行以外に不法投棄を片付けている事案としては、民法で言う事務管理や、基金を募集するという方法で、いずれも県、地元市町村、関係業界の共同事業として撤去処理を行なっているものもあります。

適正処理の推進、地元の生活の安定、業界の健全育成の側面を有することから、それぞれが撤去の責任を分担して撤去した事例も全国にはいくつかあります。

香川県豊島では、数十万トン捨てられて、廃棄物ではなく有価物だということで山積みされた事例ですが、それを単なる不法投棄物の撤去に止まらず、県の行政課題の実現という位置付けし、香川県は積極的に取り組みました。それまでの反省もあるかもしれませんが、公共性を付与して、具体的には隣の直島に処理施設を造って、できるものは再利用、減容化しております。県が事業主体となって、事業の適正実施の確保や県としての責任を明確化し、併せて県民サービスの向上に寄与する事業として、問題解決を図る方法であります。

いずれにしても、廃棄物処理法第19条の8は、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができるという規定であり、それぞれ都道府県の判断で実施されています。

次は、皆さんの関心の高い6月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法ですが、長い名前なので特掃法と略して呼びます。これは各都道府県とも要望していたことなので心強く思っております。

内容は、資料にあります。具体的には平成10年6月以前か、以降かで不法投棄物の対応が区分されています。これまでは、10年6月以降の不法投棄事案については業界等も負担して3/4の補助が出て、地元自治体は1/4の負担で処理が出来るというシステムが出来上がっています。

平成10年6月以前の不法投棄物の事案については、北沢地区不法投棄物はこれにあたりますが、国で平成12年の予算措置として、対象費用の1/3を補助するという補助制度は従来からありました。

こうしたことを踏まえて、今回10年の時限立法として特別措置法が成立し、同日付で施行になりました。国は基本方針を策定し、県や保健所設置市が実施計画を策定し、協議して承認を得ると、特別支障除去等事業の実施ということで、管理型廃棄物の中でも特別管理廃棄物という、レベルの有害性の高い廃棄物は1/2の補助であり、その他の廃棄物は1/3の補助という内容の法律が制定されました。

今回の法律は単なる補助制度ではなく、国民に広く周知して理解を得るという部分もありますが、単なる従前の補助制度の1/3の事案のものについても、県、地方公共団

体の2/3の負担分については、対象事業費の70～75%を起債（地方債）で充当できます。県の元利償還金について50%を国から地方交付税で補填するというようになります。

簡単に言うと1/3補助をくれるということは県、公共団体は2/3（67%）自分で賄わなければならなかったものが、今回の特別措置法ができた関係で、同じ1/3でも起債が認められたり、普通地方交付税が措置されたりして、県、地方公共団体の持ち出しは67%から42～43%で済むようになったというのが特別措置法の内容であります。

ただ、現段階では国の基本方針が出ていません。国は8月を目途にとっているが、今日現在まだ出ていません。県としては、今後基本方針を踏まえて実施計画を造ることになります。実施計画は個別ごとに作りなさいということになっています。栃木県としては、この法律の当該事業をどこまで実施するか、いろいろな県内の不法投棄の事案をどこまで実施するか決めるのではなく、不法投棄事案ごとに計画を作って、国に協議をして承認を得ると、この法律の実施対象事業になりますというのが国の考え方です。県も準備を始めていますが、今日現在、国の基本方針が出ていないので、どこの事案がどうだと述べる段階にはありません。

この法律の、国の平成14年度の関係予算を調べてみると、全国で約30億円であります。1/2の事業なら60億円、1/3の事業なら90億円の撤去費用が賄えることとなります。この法律を作るきっかけになったのが、青森、岩手の県境にある80数万トンという不法投棄の事案のところに、当時の環境庁長官が視察した結果、従来の1/3では地方自治体の負担が大きすぎるという話からこの法律ができたと聞いています。

具体的には、10年の時限立法なので明言はできないが、所管官庁の考え方としては、300から400億円を確保して、捨てられたもの全部という訳にはいかないだろうが、それなりの事案については10年間で片付けていきたいというのが国の考え方であります。

この法律について、千葉県の担当課長はTVの取材で、法律が施行されても、うちは適用させないと言っていたが、67%から43%で済むようになったのは、各都道府県にとっては負担が軽減されたので有難いが、逆の見方をすれば、まだ43%負担しなければならないということで、千葉県は栃木県以上に相当数の不法投棄事案があり、各県の状況もあるので、そういうことが、その時点で話すことができたのかなと想像しております。いずれにしても、これから基本方針を受けて、県の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの個別事案について実施計画をつくる作業に入っていくこととなります。

また、最終的に処分をすることになれば、現在公共関与の処分場や民間の処分場が全国には沢山ありますが、前処理して有効活用できるものは再利用しても、最終処分しなければならないものは残るので、既存の処分場で処理するということとなります。

産業廃棄物は地域で出来るだけ処理をするという考えを国は基本的に持っています。物の物流をよく動脈と静脈に分けますが、物を動脈、廃棄物を静脈とすると、物が自由に県境を越えてきているのに、静脈だけはその県で処理しろというのは日本の国だけを考えても難しいだろうという考え方から、出来るだけその県で出たものはその県で処理をするという考え方を、国は具体的には打ち出してはいませんでした。

とはいえ、各県がそれぞれ流入規制や産廃税というものに絡めて、他県のものを入れる場合には税金を取るという結果的には流入規制に繋がるような政策を打ち出して

る県が増えてきていますので、特別措置法が施行されて全国一斉に実施計画を作ることになると、各県の流入規制は一段と加速する可能性もあります。公共関与の処分場は、他県の物を受け入れてくれる可能性はほとんどなく、他県のものを受け入れてくれるのは民間の処分場ということになります。民間は業として採算を考えてやっているので、早く埋め立てれば、それだけ早く収益が上がるということもあるでしょうが、そういう規制の中で法律を適用して物を片付けるということが、全国的に一斉に行われることになるので、流入規制が一段と強まる話が出てきています。その中で、今の特別措置法や10年6月以降の3/4の手当てをする国の外郭団体の不法投棄物適正処理推進センターは、処理費用の窓口になっているが、処理先の手当てまではやってくれません。それは確認しておりますが、青森岩手の事例についても、基本的には自分のところで処理せざるを得ず、他県に持って行くことは非常に厳しいとの話を聞いています。

この法律の施行は、各都道府県、地方公共団体にとっては従来の規定から比べるとありがたいことではありますが、最終的には埋め立て処分先の確保をどこまで考えて、この実施計画を作っていくかということになります。この法律では、埋め立て先の確保までしてくれるものではなく、ただ、財政負担、経費の軽減は従前に比べて手当てがされているというような位置付けで県は新しい法律を捉えております。

そういう状況を踏まえると不法投棄物の埋め立て処分先の確保は、現実的には大変困難になってくるであろうと判断しております。

いづれにしても、北沢の不法投棄物問題の解決については、お金を払ってどこかに持っていくという方法もありますが、県としては、最も現実的で安全かつ確実な方法を行政として責任を持って考えていくべきであるという考え方であり、これらの点を総合的に考え合わせると、北沢の不法投棄物を行政代執行により撤去することは問題が多く、代執行は考えておりません。

では、最も現実的で安全かつ確実な方法とは何かということになると色々議論がでてきますが、不法投棄の防止対策も含めて、町からの要請により現在進めている県が事業主体となり、公共事業として管理型処分場を建設し、不法投棄物の埋め立て処分先を確保しつつ、県の税金を使わず撤去費用を生み出し、最高の技術水準により処分場の安全性に万全を期し、将来にわたっての安全性を県として保証し、周辺地域の活性化を図りながら、公共事業として最終処分場を設置するのが、最も現実的かつ安全な方法と考えております。

県としての考え方は以上です。

委員

県の職員というのは、法律を前向きでなく、常に後ろ向きに解釈するのかなという気がします。皆さんが職員になったときには、憲法を守るという誓約書にサインしていると思いますが、憲法では、国民は文化的な生活を享受出来ると定められていて、それを補完するためにいろいろな法律が出来ています。新しい法律にしても、産廃がその辺に満杯になってきてしまったので、どうしようもなく、それを解決するために出来た法律だと思います。

しかし、今の説明からすると、現実に処理に生かせないのでは、新しい法律は実効性のない法律だということと同じだと思います。すると我々が望むことは、一体県は何なんだということになりますが、たとえば予算が無いとおっしゃっていますが、60

0億も掛かる県庁舎は造る気でいます。こんなものは、馬頭町民は誰も希望していないと思います。県の姿勢は、都合のいい時は、産廃の捨てられた物にしても、何も手を出したくない時は、何の心配もないという言い方をされていて、別な時は、誘拐犯みたいに人質を取って危険だ、危険だと言って、だから産廃処分場を造らせろでは、これはどういう発想なのかという気がします。以前県政フォーラムに商工会代表で出た時に、どうして宇都宮にばかり美術館とか文化会館が出来て、我々のような静かな環境のところには造ってくれないのかと言った時に、知事の答弁は、一番利用者の多い、利用度の高いところ、県税を納めている人がたくさんいる宇都宮を中心に造るということでした。県政を預かる人では当然の答弁だと思いますが、その例からすれば、間違っても馬頭に産廃処分場を造るという発想は出てこないと思います。効率を考えると、産廃を処理するためには中間処理業者が必要なことから、業者は県南、県北どこにでもいるのですから、当然、運搬しやすい宇都宮に造るべきだと思います。

しかし、宇都宮は全然眼中にない。山の中の人間は、皆ポーとしていて、大した発想も出来ない。宇都宮に造るといったら大変です。知識経験者で特別に選ばれた方も宇都宮の方が多くいますが、宇都宮には大学教授等がいるから出来ない。馬頭には幸い捨てられた廃棄物もあるから、それを人質にとって、いいところが出来たという発想ではないかと思います。公的に処分が出来ないなら出来でないでもいいですが、間違った発想だけはしてほしくないです。それには要請があったという話しは聞いていますが、私は自治会長をやっているので議会だよりを皆さんに配りましたが、これによると今度の議会で、町長がある議員への答弁で、町が県に対して処分場要請をしている責任は誰にあるのかという質問に、誰に責任があるかは難しいと言っている。責任がはっきりしない要請は無かったのと一緒に思います。要請があったというのを含めて、間違っても馬頭のような自然環境を利用しているところへ造ってほしくない。産廃の大きなトラックの後ろに付いて氏家から鹿沼まで行ったことがあります。あんなものが馬頭に毎日何十台も行ったり来たりされるのかと思うと、近隣の市町村だって大変だと思います。宇都宮なら、みんなそこに行くようになっているから、そこに造るのが一番理想的なのだから、馬頭にだけは造ってほしくないというのが私の意見です。

県環境整備課

今、私が説明した話をそういう風にとったというのは、私の説明の悪さもありますが、特別措置法については、基本方針も出していない段階で具体的な話が出来ない。ただ、特別措置法が出来ても言えることは、財政的な負担は軽減されるけど、処分先は確保しなければならないという話しをしたかった。

委員

だから、馬頭に対しては何も出来ないということですか。

県環境整備課

まだ、出来るとも出来ないとも、対象になるともならないとも言えません。仮に、県でそれなりに挙げたとしても、国は全国の優先順位の中で30億を初年度はこことここ。次年度はここと、ここという形で、全国で篩いに掛けられて実施事業は決まっていこうと思います。私は、ここに来るに当って、担当の者にもいろいろな面で聞いておくように言ったのですが、なかなかガードが固くて聞けない部分もあります。

ただ、現実的にはっきりしていることは、ここで申し上げようとしたことが、井面さんからすれば結果的に県は否定的、消極的という風にお取りになったので、それはすべて消極的というより全体の状況を分かっている範囲で説明させていただいたということで、今日の時点では理解いただければ幸いです。今後どうして行くかは、国の方針を受けて、具体的になれば、町を通して何らかの形で通知、説明が出来るかなと思っています。

委員

それはそれで一緒にしないでほしい。代執行出来ないなら出来ない、何か別の方法を考えるというなら、それはそれでいいのですが、それと最終処分場を造るという話をドッキングさせたのでは迷惑な話です。次元の違う話だと思います。

委員

処分場の話はこっちに置いて、代執行についても私なりに理解しました。応急対策については、県では予算は出せるのですか。出来る可能性は考えていらっしゃるのですか。

県環境整備課

先ほど逆の発想ではないかという意見をいただきましたが、基本的に県の場合は、北沢にあの濃度のものがあって、周辺に拡大の兆候が見られないという状況の不法投棄事案では、具体的に町からの要請が無かったとしたら、そこまでの詳細調査もやりませんし、そこまでのモニタリングもやっていないと思います。というのは、他の不法投棄事案では現実にやっていません。他の事案がやっていないというのを考えると、一つの枠組みの中での詳細調査を行い、モニタリングをやっているという位置づけで県は考えています。

したがって、北沢のモニタリングの結果、専門家が見ても、このままだと汚染の拡大の兆候があるという時には、応急対策というよりは、むしろ緊急的に必要最低限の拡大防止措置を取らなくてはならないというのは当然です、県民に影響が出るというのが分かっている何もしないということはありません。そのための費用として、今年度は1,000万円の予算を持っています。応急対策の県の位置付けとしては、逆だという意見もありましたが、あくまでも恒久対策があって、その中ではじめて応急対策が出てくると整理させていただいています。実際に現場が還元状態から酸化状態になって、汚染の拡大があるということになれば、それは緊急措置として状況を踏まえて、最低限どこまでの処置を行って防止するかを判断します。1,000万でやめる

ということはないと思います。状況によっては補正予算を取るという形になるし、県としては緊急に対応する準備は持っています。

ただし、前段で説明した応急対策は、そういう位置づけの応急対策なので、それ自体が考え方が違うというのであれば、それはやむを得ないと思いますが、緊急的にそういう状況が出かねないという時には、常時監視ということで毎日監視しているので、そういう時には、それなりの対策は当然県としても実施するべきであると考えています。

委員

先に応急対策の措置をとって、それでモニタリングを続けるという考えは無いのですか。

県環境整備課

基本的な考えとしては、枠組みの中でモニタリングをさせていただいているという位置付けなので、今の段階で汚染の拡大が明らかだとか、恐れが大きいということになれば実施します。今の段階で即応急対策を実施しなければならないとは考えていない。応急措置をしてから考えるべきではないかという意見は分かりますが、県としては必要なきはやりますが、今の段階では、やるところまではいっていないという判断をしています。

委員

その判断というのは、先程のいろいろな物質の調査が、環境を脅かすほどの緊急性が無いから応急処置も考えていないということですか。

県環境整備課

ただ、何時それがどうなるか分からないという状況は抱えていますから、それなりの準備はしています。

委員

今の意見の関連で、枠組みの中でとおっしゃったが、枠組みとはどういうことですか。

県環境整備課

県が実施した平成12年8月の詳細調査は、12年6月の県への要請の中で、町の対策協議会が協議したものを付けて、その中で詳細調査をしてくれというもので、処分場を造って片付けてくれというだけの要請ではないです。

詳細調査のことや環境アセスのこと、将来に向かっての安全性とか、地域の活性化とか、12年6月の要請は、そういうのをトータル的に県へ要請したと受けて止めている。その中での枠組みということです。

委員

その枠組みの中での一番のメインは、最終処分場を造るというのが入っているのですか。

県環境整備課

入っています。手段としてはそういう方法ですが、捨てられた物がどうなのか、段階的に行っていって確認したうえで、最終的に一つの方法として処分場を造って片付けてくれという所まで入っている。モニタリングとアセスを含めて、その段階としてやらせていただいています。

委員

例えば、最終処分場を造らないということになれば、枠組みは壊れてしまうのですか。もう何もしないということになるのですか。

県環境整備課

いずれにしても、県民に負担がかかるとか、汚染の拡大という話がまったく無いから実施しないという話ではなく、通常行っているモニタリング、現在行っている常時監視は不可能になってくると思います。

一つの枠組みの中の位置づけで行っているので、枠組みが無くなっても同じ状況でやれるかという質問に対しては、難しいという回答になります。

委員

先程私が言った、見返りに人質にとっての話ではないのですか。そういう言い方です。

県環境整備課

一つの流れの中で、他にもあるたくさんの事案の中で、他の町の人にしてみればどうして馬頭町だけモニタリングしているのかということになります。馬頭の今のモニタリングと同じだけの対応を、全不法投棄事案に対して、県は現実的には出来ません。

委員

それが県の怠慢だと思います。県民の安全を脅びやかしている場所が方々にあるのが現実なのだから、昨日今日じゃなく、ずいぶん前からそういう事案があるのに、今まで予算化も何もしないで、予算が足りない、予算が足りないと言うだけで、あんなくだらない物を造るといっているのに、県に予算が無いはずは無い。もっと住民に目を向けた県政を行ってほしい。

県環境整備課

他の施設とか、その優先順位は私の範疇ではありません。井面さんが一県民としてそういう意見だということは上司に報告しますが、そのことにコメントできる立場にはありません。

委員

少なくとも公務員なのだから、そろそろ皆さんから発想を変えて法律を守ってもらいたい。19条にちゃんとやると書いてあるのだから、やりたくないのか、やれないのか分からないが、この法律を条文通りに読むと、この法律でやれないとはどこにも書いてないと思う。公務員の皆さんは試験を受けてなっただけあって頭がいいから、

それを上手に言い繕って出来なくなってしまう。だから悲しいが、希望として言う他は無いが、そういう発想は、これからやめてもらわないと何のために我々は公務員に給料を払うのか分からなくなる。それぞれ、担当で全責任を持って住民の個々に当ててもらいたい。

委員長

よく分かりました。権限が無いので、良く意見を聞いて上司に報告するという事なので理解してください。

委員

新しい法律の中で、第4条に規定する実施計画に基づいて行われるもので、保健所を設置する区域を除くとありますが、これはどういうことですか。

県環境整備課

区域とありますが、保健所設置市町村のことです。分かりやすく言うと、宇都宮市は宇都宮市だけで産廃を判断できる。それ以外は全部県が実施計画を作るという割り振りになっています。

委員

そうすると保健所は関係ないのですか。

県環境整備課

中核市でなくても、保健所法で保健所を設置している、例えば久留米とかそういう市もあります。通常の政令指定都市とは別に、保健所法で指定された市があって、それは保健所の業務を独自で市が持っています。政令指定都市とか中核市とか保健所法に基づく市とか、全国にはいろいろあります。その市をここでは指している。栃木県と言えば宇都宮だけが保健所を持っています。それ以外は県の保健所です。

委員

この法律は国でやっていますが、定かではないという話ですが、我々一般の人間は、法律があるから法律に従って生活をしている。そうすると19条の問題で、代執行してはならないとは書かれていない。ただ、代執行するには費用も掛かる。新法にも書かれているが、負担額は当事者払いで捨てた者、あるいは地権者ということが書かれています。この法律が生きてきた場合、県は代執行も可能です。北沢にごみがあるから処分場という言葉がでますが、もしあのごみが無くて、新しいところに処分場を造るということとは違うのですから、この法律が生かされたら、県では代執行する用意を総務大臣に協議するのですか。

県環境整備課

可能性はゼロではないと言わせていただきたいです。

委員

行政語というやつで、そうだと思いますとか、考えてみますとか、進言しますとかではなく、もう少し縮めてもらえば、効果が上がってくると思うがどうでしょうか。

県環境整備課

先程の繰り返しになりますが、私の立場だと冷たいといわれるのですが、期待をたくさん持たれてお帰りになると、担当としては心配になる。言い方が下手で申し訳ないですが、非常に拘り定規な言い方しか出来なくなってしまいます。あの担当の話を見ると可能性があるのではないかと取られると荷が勝ちすぎる。あくまでもまだ分からないという前提の中で、ただやらないという話ではあまりません。これからの推移を考えれば可能性が無いわけではないというコメントになってしまいます。

委員

県は7月16日に県産業廃棄物適正処理条例という単独条例化する方針を示した。その内容は大きく3つになると思います。一つが域内処理、もう一つが処理施設整備の促進、もう一つは排出利用者への責任。これは、来年秋の県議会に提出して条例化すると新聞に掲載されていました。ここに来て条例化する狙い、一番関係が深いのは本町ではないかという気がしますが、この趣旨を具体的にお聞かせいただきたい。

県環境整備課

話が逸れますが、公害防止条例というのは、いろいろな公害のうち、大気汚染とか水質汚濁とか以外のものを決めている条例が、昭和45年ぐらいに制定したものがあリまして、その条例では、県民の生活が例えばピアノの音がうるさいとか、犬の鳴き声がうるさいとか、ストライクアウトがうるさいとか、が対応できてないのです。俗に言う典型7公害以外の住民生活に支障が出る。そういうものを、生活環境全般について規制も含めて条例化していこうという作業をしていく中で、当然典型七公害と合わせて廃棄物問題は、県民も非常に関心が高いし苦情も多い。正式名称ではないですが、生活環境自然条例の中に廃棄物を入れるのか、廃棄物を特出して単独で条例をつくるかという専門委員会の中で質問があったものに対して、環境整備課が答えたのが記事になったものです。単独条例の設置の時期についても、公害防止条例を生活環境保全条例に見直すスケジュールの話をしたことであって、産廃単独条例のスケジュールの話をした事例ではないと聞いています。単独でやるという方向は出てきたが、条例化の時期については具体的になっていません。

委員

応急対策に関わってくると思いますが、先程の調査結果の中で、不法投棄周辺にはまだ滲出していないといっていますが、下流の河川水、水田の中にダイオキシンが含まれているが、その辺の数値というものは、不法投棄現場との関係はどうなっているのでしょうか。

もう1点は、土壤汚染法の中で不法投棄された場所は、指定区域になるのでしょうか。その場合、どの程度の地域にまで及ぶのでしょうか。そうすると、売主にリスクが出てきます。賠償を請求される場合もあるので、そのへんのことをお聞きしたい。

県環境整備課

第1点目の河川のダイオキシンについては、先程の議題の概要版の5ページには全体的な下限値以上が入っていますが、6ページに基準を超えたものだけをピックアップして載せています。その中で、今言われた事に関しては基準を超えてはいないので、周辺までは汚染は拡大していない。土壌汚染対策法が今年の2月にできましたが、土壌汚染法の3条では水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用を廃止した場所、土壌汚染により健康被害があると認められるときというのが4条で決まっています。この2つが土壌汚染法の対象です。通常、水濁法の特定施設で工場をやめて分譲するために土壌調査をしたら濃度が高いというのは、土壌汚染対策法の対象です。その他、土壌汚染により健康被害があると認められたというのをどう捉えるかですが、先程の基準値の捉え方と関わってくるかもしれませんが、北沢の不法投棄現場は土壌汚染の状態が溶出の基準を超えていますが、周辺では環境基準を超えていないという状況を踏まえたと、下流の地下水まで汚染されているという確認はされていないので、今の段階では北沢が土染法第4条の調査命令対象地域にはならないと環境管理課に確認をしている段階です。

委員

確かに基準値は低いですが、出ているものとの因果関係が知りたい。

県環境整備課

ダイオキシンを捉えると、ダイオキシンにはいろいろな由来があります。今扱われていないオールド農薬由来、PCB由来、焼却灰由来などです。分かりにくいものもありますが、ダイオキシンの分析表の山が違うので、だいたい何に由来しているかが分かります。顕著な数字が出ていないときは、そのための具体的な調査をしないと断定するまでには至らないと考えられます。

委員

土染法の話は、不動産の取引からすれば、売買する時点で、上流にそういう物があるとすれば将来的なリスクが出てきます。投棄者が払えなければ売主が負担することになります。

委員

代執行も応急措置も難しいということですが、例えば基金を集めて、ある程度の金額になった場合、沢山集まれば処理をすとか、少しなら暫定的に実施するという場合に、どこの許可を取ればいいのですか。

県環境整備課

実施者が誰でも、投棄物を掘り出して処分する場合には、処分場の埋め立て基準に合っていないと、そのままでは持っていけないので、北沢の脇のどこかに前処理施設を造って脱水してという処理をしないと現実には出来ないと思います。

委員

たとえば、先程の星委員の話だと12億掛かるということでしたが、もし基金を集

めて、12億集まって実施したいといった場合は、県に許可を取るのですか。

県環境整備課

その行為についてですか。

委員

行為についてです。

県環境整備課

まず、誰がやるかという話ですが、例えば県にやってくれといった場合に、掘削して運ぶだけなら運搬の許可の必要は無い。収集運搬の許可を誰が取るかですが、許可を持っている者に頼めばいい話です。前処理は、基本的には中間処理になるので廃棄物処理法の対象です。ほんとに小さい能力のもので細々と5年掛けてやるなら許可の対象にはならない可能性もありますが、破碎、圧縮処理、焼却は、前処理でも中間処理という位置づけになるので、一定規模以上だと廃棄物処理法の許可が必要になります。それは県が許可を出す。県が行うときでも県の許可を取る、町が行うときでも県が許可を出す。前処理するにも、そういう施設が無いから、掘り出しても汚い水だけは残るので、ローリーで今ある施設に持っていく場合も、全部許可を持っている人に頼めば委託でできないことはないと思います。

委員

言い方を変えると、ごみの持ち主。誰が持っているかによって許可を取る必要は無いのですか。

県環境整備課

例えば東京の業者が栃木県に捨てたという時に、東京の業者というのが分かっているならば東京の業者に片付けろと言いますが、その経路がはっきりしないと栃木県が何とかするということになります。

委員

動かすためには県の許可を取るということですか。

県環境整備課

どういう許可かは別にして勝手には動かさせません。一般の方がトラックを持っているから運ぶというわけにはいかないです。

委員

県が許可を出すということは、県にごみの所在の責任があるということですか。

県環境整備課

管理監督の義務は県にあります。先程の不法投棄されたから片付けるのも県の管理でやるべきだという議論にもなりますが、県が監督していて県の責任でやるべきものだと思いますが、全部やらなくてはならないかというのは別の次元の話だと思います。

委員

少なくとも今の話では、ゴミは県の管理下にあるということですか。

県環境整備課

間接的に言えば、すべて県の管理下にあります。直接かどうかは別として。例えば自分の土地にごみを保管しておくといっても、県が一定期間以上置いてはいけないと言えるので、そういう意味では県に管理監督があるのは間違いありません。例えば保管ということでも10年間も保管は出来ないし、周辺にも影響が出る可能性がある場合には流出しないようにシートを被せて雨水が入らないようにというような指導は保健所が行うので、そういう意味では県に責任があります。

委員

汚染地域の指定のことで、水俣市の土石流災害の時に防災地域に指定しなかったために被害を出したというのがありました。今回も汚染地域に指定して応急措置の構想とか基本計画とか実施計画を考えて進めていただきたいと思います。それでモニタリングの値で応急措置を行う判断基準を設置しているのかを聞きたいと思います。2つ目は代執行する場合の試算で、計算指標がいくら掛かるかを示していただきたい。

町内の女の方が、処分場のことを心配して、国会議員の国井さんに手紙を出したら返事が来たということです。産廃措置法の基本方針を定める内容についてということなのですが、それには不適正処分が行われた産業廃棄物は早期にすべての事案について問題解決を図ることというのが明記されています。それと措置命令を通じた責任の追及と求償を徹底して行うことというのが書かれています。すべての事案は優先性の問題ではない。措置命令は出ささいと書かれています。県は馬頭の事案に対して行っていただきたいということと措置命令を出してほしいということです。

県環境整備課

意向は分かりましたが即答は出来ません。

委員

モニタリングの基準値の設定はどうなっているのですか。

県環境整備課

土壌汚染法の話ですか。

委員

県は、下野新聞にも、守る会にも、町長にも応急措置をすると2、3年前におっしゃっているが、応急措置を行うための判断基準値はどうなっているのかをお聞きしたい。

県環境整備課

今答えられる範囲でお答えしますが、モニタリングの年間変動と経年変動の測定値に応じた対応は、投棄地直下河川水、農業用水、人家の井戸では環境基準値を超えた段階で異常時調査を行うかどうか、データを基に専門家の意見を聞いて応急対策が必

要かどうかの判断をさせていただく。投棄地の下流側浸出水については、環境基準の10倍を超えた場合に異常時調査を行って、専門家の意見を聞いて応急対策が必要かどうか判断をしていく。専門家の追加調査の要求があれば、追加調査の要求をした上で応急対策をするかどうか、モニタリングを重ねていくかどうかを判断したい。電気伝導度、酸化還元電位の常時監視を行っていますが、上昇傾向で低いところから低いところへ上がったものと、ある程度のところから基準値を超えるほど上がったものと上昇度もいろいろあると思いますが、自動測定機の伝導率の上昇傾向は、測定値の月平均値が、前々月と、前月と、今月で急激な上昇が見られるということで、これから上がっていく可能性があるという場合には異常時調査を実施して専門家の意見を聞いて、必要であれば追加調査を実施します。モニタリングについての応急対策がどういう場合に、県として実施するかは整理してありますので、言葉だけでは分かりにくい場合は、資料として提供したいと思います。

委員

代執行の試算についてはどういう対応か。いつ提出してもらえるのですか。

県環境整備課

概算になりますが、県で試算したものを資料提供したいと考えています。

委員

今日の県の説明の結論は、廃棄物の調査の結果、危険物が検出された、増えた、懸念される汚染土壌を全量撤去して、応急対策の実施が必要と判断されるとの概況報告がありましたが、先程の答弁では心配ないような話です。実施する基準には達していないということなので、代執行とか予備的な保安のための処置をする基準に達していないということは、心配が無いということですね。

県環境整備課

冒頭に説明したように、明日どうだという意味では心配ないということです。そういうものが内在しているので、それが還元状態から酸化状態になるおそれがありますが、いつという時期は具体的に把握できないので、今すぐには実施はできないとご理解いただきたい。

委員

今、とりあえず心配は無いということですね。

県環境整備課

常時監視をしているので、心配な状況になれば必要に応じて再度調査を実施して、専門家の意見を聞いて、必要なら措置をするし、追加調査も実施する。いつでも対応できるようにしています。

委員

調査すると言うことは恒久対策のための手段であって、馬頭町として処分場はいらなないといった場合には調査はしないという県のやり方では不満です。施設を作るから

実施しているというのはおかしいと思います。住民のために実施しているのなら素晴らしいと思いますが、処分場を造るために実施していると聞こえました。そういうことでは困ると県の職員に申し上げたい。馬頭の他にも沢山あると思うが作らせてくれれば調査してやるというやり方は不満です。

県環境整備課

そう取られたということは、私としても申し訳ない。今言われた他にも沢山あるということを強調させていただいた。住民のことを考えたときに、だめなら明日からやめるといっているわけではないです。他とのバランスを考えたときに、いつまで実施できるか処分場建設がなくなっても、馬頭の場合はずっとあの状態で実施するとはなかなか言えないということでお話をさせていただいた。全体的な枠組みで始まったことは事実です。予算も1,000万円確保しました。不法投棄のためにそこまで準備している事案はないです。処分場を造りたいから県は何でもやっていると取れるという質問でしたが、スタートはそういう部分で始まりました。ぜんぜん違うとは言いませんが、現実始めていて、だめになったから明日引上げるという話ではありません。ただ、いつまで今と同じ状況で続けられるか、町民のためなら続けるべきだというのは分かりますが、私の立場では明日取り払うという訳ではありませんが何年も今の状態のままでモニタリングを実施し続けるという断定は難しいです。他のものを比べた時にこうだと言ったのも、他がこうだから取り払うという意味ではないです。枠組みの話をしてしまいましたが、そうじゃないからやめるといって話ではない。それなりの状況を踏まえて推移していく話だと受け取ってほしいと思います。

委員長

(1)(2)についてはこれで終了したいと思います。県の皆さんはこれで退場していただきます。

5分間休憩します。45分再開

(3) 今後の進め方について

委員長

再開します。今後の進め方について前回からの継続検討事項がありました。CTBの生中継の件。その他はありますか。

委員

私が要求した、これまでの議会の経過の資料を提供してくれと言ったのが、No.1の資料だと思いますが、ただ資料を貰っただけでなく、それについて質問をしたいと思っています。

委員

私が要求した適正処理方策の定義というのがNo.9だと思います。

委員長

事前に配布された資料については、その2点でいいですか。

委員

私が要求したのはこういう単純な物ではなく、議会で議論をした内容です。

委員長

その点については、私が分かっているので、聞きたい点があったら質問してください。石沢委員もよく分かっています。

委員

時間がかかると思いますが。

委員長

県に要請した件ですか。

委員

要請ばかりではなく、議会で何を議論したのかよく分からない。

委員長

聞きたいことを言ってください。

委員

反対陳情があったから、陳情を受けるか受けないかだけを議論したのか、もっと突っ込んだ、法律まで及ぶ様な議論をしたのか。

委員長

白紙撤回の件だと思いますが。

委員

そればかりではないです。

委員長

最初からのですか。

委員

そうです。

委員長

その資料は、図書館で議事録として閲覧できるので、議会での議論についてはこちらで見てください。

白紙撤回の件については、私が町議会議員になってからなので、記憶にあるのでお答えできます。石沢委員も教育民生常任委員会の副委員長で、不採択に対して賛成討論したのでよく分かっています。

C T Bの件ですが、前回の委員会では、生中継が無理ならば最終的な議論のところを放送すればいいという意見と、必要ないという意見がありました。執行部、生放送は可能なのか。

参考人

C T Bの生放送の件について内部で検討しましたが、人的な課題、自由闊達なご意

見を頂戴するという広い意味から、町としてはできるだけ詳細なニュースを放送することで対応したいと考えています。情報の公開ということで、この委員会の会議録概要の広報やホームページへの掲載や、引き続き20席の傍聴を行っていきたいと考えています。

委員長

生中継は無理なので、ニュースで詳細について流すということですがどうか。

委員

多数決をとってみてはどうかと思います。

委員長

これからすべて多数決を取ることになってしまいます。

委員

この議案だけという訳にはいかないですか。

委員長

皆さんがこの議案だけでもいいというならいいですが。

委員

そういう訳にはいかないです。

委員

分かりました。写りたくは無いです、ニュースの時間を長くする等の対応をしていただきたいと思います。

委員

充分時間をとって、必要なことが分かるように流すということですね。

委員長

問題は録画で流すと、特定の人だけの発言だけ流れるという弊害があります。編集する人間は中立的な立場で編集するのですが、そういうマイナス面が出てきます。

委員

内容の詳細をニュースで流すということなのだからいいのではないのでしょうか。

委員長

この件については、ニュースで詳細に流すということによろしいでしょうか。

(委員一同賛成)

委員長

配布した資料について質問はありますか。

委員

私が要求した資料で、適正処理方策の定義の3項目が分かるような資料ということで用意されたものが、資料の9番だと思いますが、まず定義の3項目というのはこれで間違いないですか。

事務局

間違いない。

委員

1で行政の立場で選択可能であることとありますが、行政の立場というのはどこまでかということと、2で必要な限度の原状回復が図られることとありますが、どこまでを原状回復と定義づけているのか。3で住民の不安を解消できることとありますが、先ほど基準値の話が出ましたが、定義があいまいです。具体的にいえないところはありますが、もう少し具体的にどう考えているのか説明がほしい。今後この委員会でどう決めていくための資料だと思いますので、明確にしておかないとだめだと思います。やさしいことばで具体的に説明をいただければありがたい。

委員

適正処理方策というのは何のことか。

委員

この委員会で北沢の不法投棄物をどうするかということです。

委員長

執行部に説明を求めます。

事務局

適正処理方策ということで、3つの定義を書いてありますが、具体的に詳しくということなので、次回文章で提出します。

委員長

他に無ければ検討事項は、これで終わりとします。

(4) 次回の開催予定及び協議事項

委員長

今後のスケジュールについて協議します。

次回どういうことを検討したらよいか、皆さんにお諮りします。

県による代執行の可能性、手段方法等という課題になってくると思います。

委員

この次は、説明はないのですか。

委員長

皆さんから希望が無ければ、予定はありません。

委員

第1回の際、スケジュールについて承認されたのだから、それに沿って進めればいいと思います。

委員

それは承認していない。

委員長

その都度検討するという事だったと思います。

事務局

前回指摘のあった箇所を訂正したスケジュール案を配布してもよろしいでしょうか。

委員長

そうしてください。

(事務局より配布し説明)

委員

10月のところに、前は管理型処分場の視察がありましたが、今回抜けているのは何故ですか。是非視察にいつてみたいと思います。

事務局

前回は、それは委員会で決定することであると指摘を受けたので削除しました。

委員

ぜひ視察に行つてみたい。

委員長

10月に処分場を見学したいという意見がありましたかどうか。

委員

この検討委員会は、処分場を造ることを前提にしています。第1回では、北沢のごみをどうするかということなので、処分場の話は切り離そうということだったと思います。処理方策の中で、もしかするとそういう話は出てくるかもしれませんが、このメンバーで見に行くとなると、処分場はもう視野に入っているのかと受け取られるのではないのでしょうか。この委員会で行くべきものではないと思います。

委員

処分場の施設も見たうえで北沢のごみを検討するのもいいのではないのでしょうか。私は参加したいと思います。

委員

視察を行うのなら、ぜひ、時間の経つた処分場にしてほしい。新しい処分場はどれもきれいで安全なので、日の出のように問題を含んでいる処分場にしてほしい。

委員長

時間的に可能なら、そういう処分場と最新の処分場と両方見てはどうでしょうか。

委員

北沢の適正処理の委員会なのに、管理型の処分場を見て何をするのでか。

委員

私の意見に反対かもしれませんが、変なことを言わないでほしい。

委員

そういう風に思う方もいるかもしれませんが、ただ最終処分場を見てみたいと思っただけなので、造るという風にとられると困りますが、見ることも勉強だと思います。

委員長

両方見たらどうか。

委員

当然、見に行けば一日つぶれると思いますが、本日も強行軍だった。スケジュールを12月で区切らないでほしい。

委員長

それは前回、あくまでも計画案だと確認しました。再確認ということによろしいですか。

処分場の視察をどうしますか。

委員

見てみたい。

委員

勉強ということで実施してほしい。

委員長

反対とか賛成という意味ではなく、見るのもひとつの勉強ですから。

委員

何も分からなくては反対もできない。

委員長

10月に計画してもいいですか。

委員

委員会で視察に行くことには反対です。見に行くことはいいことだと思うので、以前町で募集して処分場見学を実施した時のようにできないですか。

委員長

委員会で行くのではなく見学会のように実施するということだと思いますが、今は委員会での話をしています。

委員

今日の北沢の現地視察のように、まだ見ていない人もいたのだから、基本的なこととして現場というのは非常に大事なので、処分場がどういうものか知らないで賛成、反対とは言えないと思います。個人で行くとか、希望者が行くということではなく同じものを皆で共有するという、皆で行かないと皆で議論ができないので委員会で皆の都合をつけていくべきだと思います。

委員

見ることはやぶさかでないが、検討委員会の設立の時からあったように、見学会の趣旨をはっきりさせておかないと、報道の仕方によっては委員会は処分場ありきな

ってしまったと思われてしまう。誤解の無いようになぜ見に行くのか抑えをはっきりさせてから行くべきだと思います。

委員長

処分場を造るとか造らないというのではなく、現物を目で見て、ちゃんとした目的を持って行けばいいのではないのでしょうか。

委員

それを明快に皆で共通の意識を持ってお願いします。

委員長

大半の人が賛成なので、10月に実施することでよろしいですか。

(委員一同賛成)

委員

行ってからいろいろなことを聞いていたのでは能率が悪いので、例えば出入りする車の数、周辺への影響等、基礎的な資料は事前に揃えて配布してほしい。

委員

大字自治会長連絡協議会でかなりの数を見学しました。近辺では福島の小野パークではトラック1台30万円の経費で搬入しているところを見ました。非常にスケールの大きな山と山の間を産廃で埋めていっている。そういうところでは、必ず処分場はこうだと説明があります。こちらから具体的な注文をつけていくのはいいと思います。行って実際に見ると実感が湧きます。茨城県の鬼怒川沿いのところは、灰だけなのであまり参考にならないです。

委員

北沢の投棄者は裁判で有罪になったと思いますが、裁判の中でどこから持ってきて捨てたかは明らかになったのでしょうか。裁判の中身を知りたいと思います。どういう内容で有罪になったのか知りたい。

委員長

裁判の内容は公開されていますね。

委員

裁判の要旨が手に入るなら見てみたい。

事務局

弁護士を使って調査しましたが、罰金刑の略式命令ということなので資料は取れませんでした。

委員

理由をつけるためには、何も調べないで裁判をするはずはないと思う。内容は分からないのですか。

事務局

当時の法律では大した罪にならず、略式命令だった為に書類の保存年限が短かく、

手に入りませんでした。

委員

視察の件で群馬県の処分場は駄目だといっていました。なぜ駄目なのですか。

委員

初めに言ったのは、福島県の小野パークセンターで、民間業者が産廃処理を行っています。栃木県からもトラック1台30万円の処理費用で運び込んで山の間を埋めていっているので実感が湧きます。先程言ったのは茨城県の八千代です。そこは産廃でなく一般廃棄物で焼却した灰しか受け付けていないのです。

委員

処分場見学は平日になるのですか。

委員

平日でないと処分場は開いていません。

委員

10月は視察だけで委員会は開催しないのですか。

委員長

10月は大変でも委員会も開催しなければならないと思いますが、どうですか。

委員

視察は視察で行って、委員会も開催した方がいいと思います。

委員長

視察は視察で行って、委員会も開催することにします。

委員

希望ですが、19から21日は都合が悪い。

委員長

出来るだけ考慮するようにします。

そういうことでよろしいですか。

(委員一同賛成)

(5) その他

委員長

それではその他に移ります。

委員

どのくらいホームページ、メールへのアクセスがありますか。

事務局

メールは届いていません。ホームページは北沢だけではなく馬頭町のホームページの中にあるので、アクセスの数は分かりません。

委員長

次回の委員会は、9月24日になっていますが、よろしいですか。

(委員一同賛成)

委員長

では、次回は24日に開催します。

事務局

今回は9月24日午後1時30分から開催します。内容は処理方策の再検証、適正処理方策の検討ということですが、役場内に北沢地区不法投棄物適正処理対策会議及びその幹事会があり、処理方策の再検証、適正処理方策の検討を行っているところです。適正処理方策の手段、方法、定義、行政代執行について検討しています。その内容について次回の検討会に提示して、協議の参考にしていただきたいと思いますがお諮りいただけますか。

委員長

役場の執行部の方でも対策会議と幹事会を持っていて、その中でも検討しているの
で、今までの過程の資料を配りたいということだがよろしいですか。

(委員一同賛成)

事務局

あくまでも参考資料ということですよ。

委員

希望ですが、今度各自治会で、町政懇談会がありますが、その時に産廃問題の説明があると思いますが、公平な説明をお願いしたい。町村合併の時は、メリット、デメリットという欄があって、メリットの方はメリットだけ書いてあって、デメリットの方はデメリットに対する言い訳が書かれていた。それは不公平だと思います。自治会長会議のときはデメリットが沢山あって、デメリットのほうが重大だった気がする。資料は公平に提供をお願いしたい。

参考人

ただいまのご意見については、充分気をつけて提出するようにします。合併の話が出ましたが、具体的な合併方策指針については、現在協議会の中で4町の新しい町が出来た場合にはどういった町になるか計画書が出来ます。計画書が出来た時点でメリットとデメリットが歴然としてくると思います。その段階で最終的な町民の判断をいただきます。現時点で、メリット、デメリットといえないような不透明な部分があるので、広報紙についてはそうなってしまった。充分意見を尊重して作るようにします。

4 その他

委員長

他になれば閉会したいと思います。

5 閉会